

第3章 教育課程の編成及び実施

第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開(第1章第1の2)

(2) 豊かな心(第1章第1の2の(2))

① 豊かな心や創造性の涵養(第1章第1の2の(2)の1段目)

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「豊かな情操と道徳心を培う」ことを規定しており、本項では、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることを示している。創造性とは、感性を豊かに働かせながら、思いや考えを基に構想し、新しい意味や価値を創造していく資質・能力であり、豊かな心の涵養と密接に関わるものであることから、本項において一体的に示している。

豊かな心や創造性の涵養は、第1章総則第3の1に示すとおり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第3章第3節の1において解説している。

本項で示す教育活動のうち、道徳教育については次項②から④までの解説のとおりであり、体験活動については第1章総則第3の1(5)において示している。多様な表現や鑑賞の活動等については、音楽や図画工作における表現及び鑑賞の活動や、体育における表現運動、特別活動における文化的行事、文化系のクラブ活動等の充実に努めるほか、各教科等における言語活動の充実(第1章総則第3の1(2))を図ることや、教育課程外の学校教育活動などと相互に関連させ、学校教育活動全体として効果的に取り組むことも重要となる。

第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(5) 体験活動(第1章第3の1の(5))

(5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

社会構造等の急速な変化による予測困難な時代にあつて、また、少子高齢化等が進み成熟社会を迎えている我が国において、これからの学校教育には、児童に知・徳・体のバランスのとれた資質・能力を育成することが一層重要となっている。

資質・能力を偏りなく育成していくに当たり、「学びに向かう力、人間性等」を育む観点からは、体験活動の充実が重要である。「学びに向かう力、人間性等」は「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」をどのような方向性で働かせていくのかを決定付ける重要な要素であることから、本項において、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを示している。

児童を取り巻く地域や家庭の環境、情報環境等が劇的に変化し、児童が自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られているとの指摘がされている。それにより、例えば生命の有限性を実感することや異年齢の幼児児童生徒が協働する経験が少なくなり、現実的には学校教育が児童がそうした経験をすることができる数少ない場となっている。

前回の改訂において、体験活動は言語活動とともに重要なものとして位置付けられたが、今回の改訂においては、前述の児童を取り巻く環境等を踏まえ、児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことを示している。

学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが必要である。

このため、生活科や総合的な学習の時間、特別活動はもとより、例えば、社会科では「観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること」、理科では「生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れる」、家庭科では「調理や製作等の手順の根拠について考えたり、実践する喜びを味わったりするなどの実践的・体験的な活動を充実すること」等の教科等の特質に応じた体験を伴う学習活動の充実を図ることとしている。

また、体験活動を継続的に実施していくためには、その時間の確保も課題となる。この点では、各教科等の指導に当たり教科等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく、時間割の弾力的な編成(第1章総則第2の3(2)ウ(エ))や合科的・関連的な指導(第1章総則第2の3(3)エ)の規定等を踏まえ、例えば、自然体験や社会体験を行う長期集団宿泊活動において、各教科等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合、教科等の学習を含む計画を立て、授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられる。このように、各教科等の特質やその関連を踏まえ、児童の様々な学習機会がより効果的なものとなるようにしていくことは、カリキュラム・マネジメントの重要な視点である。

なお、このような体験活動を効果的に実施していくためには、その意義や効果について家庭や地域と共有し、連携・協働することが重要である。また、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と児童の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別活動編(抜粋)

第3章 各活動・学校行事の目標及び内容

第4節 学校行事

2 学校行事の内容

(4) 遠足・集団宿泊的行事

① 遠足・集団宿泊的行事のねらいと内容

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

遠足・集団宿泊的行事のねらいは、次のとおり考えられる。

校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実発展させる。また、郊外における集団活動を通して、教師と児童、児童相互の人間的な触れ合いを深め、楽しい思い出をつくる。さらに、集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み、集団生活の在り方について考え、実践し、互いを思いやり、共に協力し合ったりするなどのよりよい人間関係を形成しようとする態度を養う。

遠足・集団宿泊的行事においては、例えば次のとおり資質・能力を育成することが考えられる。

- 遠足・集団宿泊的行事の意義や校外における集団生活の在り方、公衆道徳などについて理解し、必要な行動の仕方を身に付けるようにする。
- 平素とは異なる生活環境の中での集団生活の在り方やよりよい人間関係の形成について考え、自然や文化などに触れる体験において活用したり応用したりすることができるようにする。
- 日常とは異なる環境や集団生活において、自然や文化などに関心をもち、積極的に取り組もうとする態度を養う。

遠足・集団宿泊的行事には、遠足、修学旅行、野外活動、集団宿泊活動などが考えられる。

特に、児童の発達の段階や人間関係の希薄化、自然体験の減少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえると、小学校段階においては、自然の中や農山漁村等における集団宿泊活動を重点的に推進することが望まれる。

② 実施上の留意点

ア 計画の作成に当たっては、児童が自主的、実践的に活動できるような場を十分に考慮し、児童の意見をできるだけ取り入れた活動ができるようにする。

イ あらかじめ、実地踏査を行い、現地の状況や安全の確認、地理的環境や所要時間などを把握するとともに、それらに基づいて現地施設の従業員や協力者等との事前打合せを十分に行う。

ウ 実施に当たっては、地域社会の社会教育施設等を積極的に活用するなど工夫し、十分に自然や文化などに触れられるよう配慮する。

エ 学級活動などにおいて、事前に、目的、日程、活動内容などについて指導を十分に行い、児童の参加意欲を高めるとともに、保護者にも必要事項について知らせておく。

オ 必要に応じて、事前に参加する児童の健康診断や健康相談を行い、食物アレルギー等に関する個々の児童の健康状態を把握しておく。

カ 宿泊を伴う行事を実施する場合は、通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き、その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れるように工夫する。例えば農林水産業に関わる体験活動等その地域の特色や産業等に対する理解を深める活動を取り入れることも望ましい。また、集団宿泊活動については、よりよい人間関係を形成する態度を養うなどの教育的な意義が一層深まるとともに、いじめの未然防止等や不登校児童の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。そこで、学校の実態や児童の発達段階を考慮しつつ、一定期間(例えば1週間(5日間)程度)にわたって行うことが望まれる。その際、児童相互の関わりを深め、互いのことをより深く理解し、折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら、協調して生活することの大切さが実感できるようにする。

キ 学校行事として実施する長期にわたって宿泊を伴う体験的な活動においては、目的地において教科の内容に関わる学習や探究的な活動を効果的に展開することも考えられる。その場合には、教科等や総合的な学習の時間などの学習活動を含む計画を立て、授業時数に含めて扱うなど、柔軟な年間指導計画の作成について工夫するよう配慮するとともに、宿泊施設を活用した野外活動を盛り込むなどの工夫をする。具体的には、外国語を集中的に学習する「イングリッシュキャンプ」、実際に星空や地層等の観察を行う自然教室、農林水産業施設の見学学習などの実施が考えられる。

その際、それぞれの目標が十分に達成できるよう、事前・事後の活動などの綿密な指導計画を作成する必要がある。

ク 事故防止のための万全な配慮をする。特に、安全への配慮から、小学校の段階においては、活動する現地において集合や解散をすることは望ましくないことを十分に考慮すべきである。また、自然災害などの不測の事態に対しても、避難の手順等は事前に確認し、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする(なお、計画の実施に関しては、「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」(昭和43年10月2日付け、文初中第450号文部省初等中等教育局長通達)、「修学旅行における安全確保の徹底について」(昭和63年3月31日付け、文初高第139号文部事務次官通達)などを参照すること。)